

熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付要項

第1章 総則

(通則)

第1条 熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金（以下「給付金」という。）については、文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」に該当するものとして予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 給付金は、低所得世帯に対して授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等）の負担を支援するために交付されるものであり、私立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第2章 熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金

(交付対象世帯)

第3条 給付金は、次の各号のいずれにも該当する世帯（以下「交付対象世帯」という。）に交付する。

(1) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の専攻科に通うものを除く。）のうち、別表第1に定める認定基準日に高等学校等専攻科に在籍している者（以下「生徒」という。）の生計維持者（高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項第4号に規定する生計維持者をいう。以下「生計維持者」という。）が、熊本県の区域内に住所を有する者であること。

(2) 生計維持者の全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（給付金が交付される年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の合算額が、次のいずれかに該当すること。

ア 非課税である世帯

イ 105,500円未満である世帯（アを除く。）

ウ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（ア及びイを

除く。)

※「扶養する子が3人以上いる世帯」とは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。

エ 家計急変により生徒の生計維持者の収入が減少した世帯で、ア、イ及びウに相当すると認められる者であること。

2 本要項の適用においては、熊本県高等学校等学び直し支援金交付要項第2条に規定する対象者を前項第1号の就学支援金の支給を受ける資格を有する者に含めるものとする。

3 交付の回数は、1人の生徒につき年1回、通算2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。ただし、第8条に定める一部早期給付により、年度内に給付金を分割して給付された者についてはその年度内における交付回数を1回として取り扱う。

（給付金の不交付）

第4条 第3条の交付対象世帯に該当する場合であっても、生徒が、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金を交付しないものとする。

（1）生徒に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条による母子生活支援施設の生徒を除く。）が措置されている場合

（2）生徒が給付金を交付する年度の4月から3月までの1年間（入学年度においては入学日から3月31日まで）休学する場合

（給付金の受給申請）

第5条 交付対象世帯の生計維持者は、給付金の交付を希望するときは、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に、次に定める書類を添えて、別途定める申請の期限までに、知事に提出しなければならない。

（1）生計維持者全員の住民税所得割が第3条第1項第2号のいずれかに該当することを証明する課税証明書等。ただし、生計維持者が第3条第1項第2号アに該当する場合には、福祉事務所の発行する保護証明書。

（2）その他知事が必要と認める書類

（交付の決定・確定）

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、交付に関する事項を審査し、交付の可否、交付金額を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により給付金の交付を行うときは、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付決定・確定通知書（別記第2号様式）により、前条第1項により申請を行った生計維持者に通知するものとする。この場合において、申請内容の誤り等を原因として、本来の交付額よりも少額の交付を行ったときは、

給付金の追加の交付を行うことができるものとし、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金追加交付決定・確定通知書（別記第3号様式）により、当該追加交付に係る者に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定により給付金の交付を行わないときは、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、前条第1項により申請を行った生計維持者に通知するものとする。

（給付金の金額及び交付の方法）

第7条 給付金は、1人の生徒に対して、別表第2の交付対象世帯の欄に掲げる区分に従い、それぞれ交付金額（1人当たり年額）の欄に掲げる金額を交付するものとする。ただし、第3条第1項第2号エに該当する者は別表第3により支給する。

- 2 前条第2項後段の規定による追加支給は、当初交付決定額との差額を交付するものとする。
- 3 知事は、給付金の交付を行うときは、第1項又は前項の規定により決定した交付金額を、給付金の交付を希望する生計維持者が熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）により届け出た指定金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（給付金の一部早期給付）

- 第8条 第3条に該当する世帯の生徒のうち、新入生の生計維持者が給付金の一部早期給付を希望する場合は、別途定める期限までに受給申請を行わなければならない。なお、交付年額から一部早期給付金額を除いた残額の交付を希望する場合は7月1日を認定基準日とし、改めて申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請があったときは、第7条第1項の規定にかかわらず、別表第4に定めるところにより給付金を交付するものとする。

（代理受領等）

- 第9条 生計維持者以外の者は、生計維持者の委任により、生計維持者に代わり給付金を受領することができるものとする。生計維持者の委任は、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金受領委任状（別記第6号様式）により行う。
- 2 学校長は、生計維持者の委任により、生計維持者に代わり給付金を受領し、その有する当該生計維持者の授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てることができるものとする。その際、生計維持者の委任は、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金受領委任状（別記第7号様式）により行う。
 - 3 学校長は、第5条に定める給付金の申請時に、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に添えて受領委任状（別記第6号様式又は別記第7号様式）を、知事に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第10条 知事は、第6条第1項の規定による交付決定を受けた者が錯誤又は偽りの

申請により交付の決定を受けたときは、給付金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による取消しの効果は、交付の決定日に遡り生じるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付決定取消通知書（別記第8号様式）又は熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付決定一部取消通知書（別記第9号様式）により当該取消しに係る者に通知し、既に給付金の交付を行っている場合は、申請を行った生計維持者に対して給付金の返還を求めるものとする。

第3章 雑則

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年（2020年）5月20日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附 則

1 この要項は、令和2年（2020年）12月25日から施行し、令和2年（2020年）6月5日から適用する。

2 令和2年度（2020年度）においては、第3条第1項第2号イ又はウに該当する世帯に、別表第2又は別表第3に定める交付金額に加え別表第5に定めるオンライン学習に係る通信費相当額（以下「通信費相当額」という）を支給する。

3 生計維持者は、通信費相当額の交付を希望するときは、オンライン学習の通信費に係る申請書及び誓約書（別記第10号様式）を別途定める期限までに、知事に提出しなければならない。

4 通信費相当額の申請に対する交付決定及び確定については、第6条の規定を準用する。この場合において、「前条の規定による申請」及び「前条第1項により申請」とあるのは、「通信費相当額に係る申請」と読み替えるものとする。

5 通信費相当額の交付については、第7条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項又は前項の規定により決定した交付金額」とあるのは「別表第5に定める交付金額」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要項は令和3年（2021年）2月26日から施行する。

2 令和2年度（2020年度）においては第3条第1項第2号ア又はイに該当する世帯には令和2年（2020年）12月25日施行附則第2項に規定した通信費相当額に加え、別表第6に定める単価で上乗せ支給を行う。ただし、第8条に定める一部早期給付（4～6月分）のみの給付を受けた世帯はこの上乗せ支給は対象外とする。

3 知事は、前項に定めた対象者に対し、上乗せ支給の給付を別途定める期日までに交付決定し、支給する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）5月12日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）7月6日から施行し、令和3年（2021年）7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）5月20日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）7月13日から施行し、令和4年（2022年）7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）5月27日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年） 月 日から施行し、令和7年（2025年）4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	認定基準日
1 申請年度の前年度以前に入学した者 ※4に該当する場合を除く。	給付金が交付される年度の7月1日
2 申請年度の4月～6月に入学した者 ※4、5に該当する場合を除く。	
3 1及び2に該当しない日に入学した者 ※4に該当する場合を除く。	入学日
4 第3条第1項第2号エに該当する世帯 ※5に該当する場合は除く。	家計急変日の翌月1日 (家計急変日が月の初日である場合は家計急変月) (家計急変日が前年1月1日から当該年度7月1日までの場合は7月1日)
5 第8条に定める一部早期給付を希望する者	給付金が交付される年度の4月1日
6 第8条に定める一部早期給付を希望し、7～翌3月分を申請する者	給付金が交付される年度の7月1日

別表第 2（第 7 条関係）

交付対象世帯	交付金額（1 人当たり年額）
第 3 条第 1 項第 2 号アに該当する世帯に扶養されている生徒	52, 100 円
第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する世帯に扶養されている生徒	10, 420 円
第 3 条第 1 項第 2 号ウに該当する世帯に扶養されている生徒	10, 420 円
第 3 条第 1 項第 2 号のいずれかに該当する世帯に扶養されている生徒で、かつ着用義務のある制服を災害等により喪失・毀損したことで、再度、制服の購入が必要である生徒（別記第 5 号様式）	81, 000 円

別表第 3（第 7 条関係）

交付対象世帯	家計急変 発生日	交付対象月	交付金額
第 3 条第 1 項 第 2 号エに該 当する世帯	～ 7 月 1 日	年間	別表第 2 に定める額
	7 月 2 日 ～ 翌年 3 月	家計急変のあった 月の翌月～翌年 3 月	別表第 2 に定める額 ×（家計急 変翌月～翌 3 月）の月数 ÷ 12

別表第 4（第 8 条関係）

交付対象世帯		交付対象月	給付金の交付額
第 3 条第 1 項第 2 号ア、イ 及びウに該当する世帯		4 ～ 6 月	別表第 2 に定める額 × 1 / 4
		7 ～ 翌年 3 月	別表第 2 に定める額から 4 ～ 6 月分相当額を差し引いた額ただし、4 ～ 6 月分相当額が 7 月 1 日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4 ～ 6 月分相当額を年額とする
第 3 条第 1 項第 2 号エに該当する世帯	3 月までに家計急変	4 ～ 6 月	別表第 2 に定める額 × 1 / 4
		7 ～ 翌年 3 月	別表第 2 に定める額から 4 ～ 6 月分相当額を差し引いた額ただし、4 ～ 6 月分相当額が 7 月 1 日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4 ～ 6 月分相当額を年額とする
	4 月以降に家計急変		一部早期給付を行わない場合と同様

別表第 5（附則関係）

区分	交付額
年額を受給する世帯	10,000 円
4 ～ 6 月分（一部早期給付）のみを受給する世帯	1,000 円
第 3 条第 1 項第 2 号イに該当し、基準日が 8 月 1 日以降である世帯	10,000 円 × （申請のあった翌月～翌 3 月の月数） / 10 月

別表第 6（附則関係）

交付対象世帯の区分	上乗せ支給額
第 3 条第 1 項第 2 号ア及びイに該当する世帯に扶養されている高校生等	12,000 円